

○令和6年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	変更の届出等	基準条例第238条 介護保険法第75条 第1項 基準条例第151条 介護保険法第75条 第1項 介護保険法第115 条の5 老健条例第29条 居宅条例第186条	運営規程を確認したところ、「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」及び「虐待防止のための措置に関する事項」の条文を追加し、運営規程の変更後10日以内に変更届を提出すること。	西濃県事務所
2	共通	3 運営	変更の届出等	基準条例第29条第 8項 介護保険法第75条 第1項	運営規程について、「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き」を条文に追加し、運営規程の変更後10日以内に変更届を提出すること。	西濃県事務所
3	共通	3 運営	変更の届出等	基準条例第97条 介護保険法第75条第 1項	運営規程の営業時間について、8:15~17:15と定めていたが重要事項説明書に定めている8:30~16:30が正しいとのことであるので、運営規程を正しい営業時間に修正し、運営規程の変更後10日以内に変更届を提出すること。	西濃県事務所
4	共通	3 運営	変更の届出等	居宅条例第186条 介護保険法第75条第 1項 介護保険法第115条 の15第1項	運営規程に、通常の送迎の実施地域について定めるとともに、運営規程の変更後10日以内に変更届を提出すること。	西濃県事務所
5	共通	3 運営	変更の届出等	基準条例第71条 基準条例第72条第2 項 介護保険法第75条第 1項 介護保険法第115条 の5	運営規程第13条及び14条について、書類の保存期限を2年と定めているが、当該記録を整備した日から5年保存とすること。また、運営規程の変更後10日以内に変更届を提出すること	西濃県事務所
6	共通	3 運営	変更の届出等	基準条例第164条 介護保険法第75条 第1項 介護保険法第115 条の5	運営規程について、「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めた条項と「その他運営に関する重要事項」を定めた条項がともに第13条となっており、重複していた。ついては、条項を整理し、運営規程の変更後10日以内に変更届を提出すること。	西濃県事務所
7	共通	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第244条 (第98条第4項準用) 第256条 (第98条 第4項準用)	ハラスメントに関する方針が明確化されていなかったため、方針を明確化するとともに、職員に周知すること。	西濃県事務所
8	共通	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第30条第 4項 基準条例第98条	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針を明確化したものがなかった。方針の明確化等、必要な措置を講じること。	西濃県事務所
9	共通	3 運営	緊急時の対応	基準条例第27条	緊急時の連絡先については事務室内に掲示してあったが、個別の事象に対する対応方法についてまとめたマニュアルが未整備であった。職員が緊急時にすみやかに対応できるよう整備すること。	西濃県事務所
10	共通	3 運営	業務継続計画	基準条例第30条の 2	業務継続計画が未作成であった。令和7年4月1日からは未作成の場合、減算となるので速やかに整備すること。	西濃県事務所
11	共通	3 運営	業務継続計画	基準条例第103条 (第30条の2準用)	業務継続計画について確認したところ、感染症に係る計画が策定されていなかったため、早急に策定すること。	西濃県事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
12	共通	3 運営	衛生管理等	基準条例第31条 基準条例第101条	感染症の予防及びまん延防止のための指針が未整備であった。すみやかに指針を整備すること。	西濃県事務所
13	共通	3 運営	衛生管理等	基準条例第31条	感染症の予防及びまん延防止のための指針には、委員会の開催を年1回としているが、基準条例においては6月に1回以上開催することが必要であるので、指針を改正し、速やかに委員会を開催すること。	西濃県事務所
14	共通	3 運営	苦情の対応等	基準条例第36条	苦情対応マニュアルを作成すること。	西濃県事務所
15	共通	3 運営	虐待の防止	基準条例第38条の2	虐待の防止のための対策を検討する委員会の実施が確認できなかった。虐待防止の研修時に開催したとのことであるが、必ず記録を残すこと。	西濃県事務所
16	共通	3 運営	秘密の保持等	基準条例第73条 (第33条準用)	職員の守秘義務について、誓約書等の必要な措置がとられていなかった。すみやかに守秘義務に関する措置を実施すること。	西濃県事務所
17	共通	3 運営	秘密の保持等	基準条例第103条 (第33条第1項準用)	契約書等には、同意なく情報提供しない旨の定めがあるものの、同意を確認する同意書が作成されていなかった。情報を関係機関に提供するにあたっては個人情報同意書を作成すること。	西濃県事務所
18	共通	3 運営	避難確保計画	水防法第15条の3 基準条例第100条 基準条例第155条 (第100条準用) 特養基準条例第32条	避難確保計画を策定していたが、施設利用者の避難を行う目安が記載されていなかった。「警戒レベル3」(高齢者等避難)が市において発令された段階とすることを明記し、避難開始のタイミングを施設職員に周知すること。	西濃県事務所
19	共通	3 運営	避難確保計画	水防法第15条の3 基準条例第100条	当該事業所は水防法に基づく浸水想定区域に所在し、かつ町の地域防災計画に施設名が掲載されているため、避難確保計画の策定及びそれに基づく訓練の実施を要する。避難訓練の実施について確認したところ、地震及び火災を想定した避難訓練は実施されていたが、避難確保計画に基づく水害を想定した避難訓練が実施されていなかった。洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のため、水害を想定した避難訓練を年1回以上行うこと。	西濃県事務所

○令和6年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	1 人員	訪問介護員の員数	基準条例第73条 (第30条準用)	夜勤帯に有料老人ホームの職員と訪問事業所の職員の配置の区分が明確にされていなかった。常時介護に対応できる職員の勤務体制を確保すること。	西濃県事務所
2	訪問介護	1 人員	訪問介護員の員数	基準条例第6条	訪問介護事業所と有料老人ホームの業務を兼務している訪問介護員について、勤務形態一覧表上では訪問介護業務と有料老人ホーム業務の従事時間を区別しているが、タイムカードにおいては総勤務時間数しか記載されていないため両者の従事時間が区別されておらず、訪問介護の人員配置基準である常勤換算法による人員2.5人以上が満たされているか確認ができなかった。 訪問介護事業所と有料老人ホームは別事業所であるため、事業所ごとに勤怠管理を行うこと。	西濃県事務所
3	訪問介護	1 人員	訪問介護員の員数	基準条例第6条	雇用契約書について、実態と齟齬のある従業員がいた。実態に合う雇用通知をすること。	西濃県事務所
4	訪問介護	1 人員	管理者	基準条例第6条 基準条例第7条	管理者及びサービス提供責任者のタイムカードがなく、勤務実績が確認できなかった。タイムカード等、勤務実績が分かるものを整備すること	西濃県事務所
5	訪問介護	3 運営	虐待の防止	基準条例第38条の 二第1項	虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催したときは、その内容を記録に残すこと。	西濃県事務所
6	(介護予防) 訪問看護	1 人員	訪問看護員の員数	基準条例第60条	人員基準において、常勤の看護職員を1名以上配置することとされているところ、常勤とされる勤務時間を満たしていなかった。すみやかに常勤の看護職員を配置するように勤務体制を見直すこと。	西濃県事務所
7	(介護予防) 訪問看護	3 運営	サービス提供の記録	基準条例第73条 (第17条準用)	サービス提供日の変更が継続しているにもかかわらず、居宅サービス計画に変更が反映されていなかったものがあつた。居宅サービス計画に反映できるよう居宅支援介護事業所に変更を伝え、居宅サービス計画を変更すること。	西濃県事務所
8	(介護予防) 訪問看護	3 運営	指定訪問看護の取扱方針	基準条例第66条	身体拘束の実施に関して、家族の同意のみで、その必要性の検討なく実施されているものがあつた。 やむを得ず身体拘束を実施する場合は、身体拘束の必要性を検討し、家族の同意を得たうえで実施するとともに、定期的にその必要性を見直すものとされている。 貴事業所において、実施の記録はあつたものの、身体拘束の必要性の検討、定期的な必要性の見直しの検討記録を確認できなかった。 身体拘束の実施に当たっては、検討記録、身体拘束の実施における状況の記録、定期的な見直しの検討の記録を整備すること。	西濃県事務所
9	(介護予防) 訪問看護	3 運営	虐待の防止	基準条例第73条 (第38条の2準用)	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その内容を記録に残すこと。	西濃県事務所

○令和6年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	1 人員	従業員の員数	基準条例第92条第1項第一号	生活相談員が配置されていない日があった。人員基準ではサービス提供時間帯に1以上の配置が必要であるため、すみやかに配置すること。また、職員の員数に関する運営規程の条文に修正が必要な場合、運営規程を変更し、変更後10日以内に変更届を提出すること。	西濃県事務所
2	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成等	基準条例第96条	通所介護計画の内容の具体的内容、時間の記載について、業務日誌には記載されているが計画書には記載がなかった。当該内容について通所介護計画にも記載すること。	西濃県事務所

○令和6年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防)短期入所生活介護 (従来型)	1 人員	従業員の員数	基準条例第136条	兼務をしている従業者について、職種ごとの勤務時間帯を明確にすること。勤務形態一覧表は、勤務する時間帯が分かるような記載とすること。	西濃県事務所
2	(介護予防)短期入所生活介護 (従来型)	1 人員	従業員の員数	基準条例第136条	栄養士の出勤簿が作成されておらず、勤務実態が不明であった。勤務する職員の勤務時間を明確にするため、出勤簿等の勤務状況を把握する書類を整備すること。	西濃県事務所

○令和6年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	(介護予防) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1 人員	福祉用具専門相談員の員数	基準条例第233条 第248条第1項	職員全員について法人役員のため出勤簿を導入しておらず、勤務実態を確認することができなかったため、福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2.0人以上あるのか確認できなかった。勤務実態が分かるようにすること。	西濃県事務所
2	(介護予防) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	福祉用具貸与計画の作成等	基準条例第237条	福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に対して居宅介護計画に従った福祉用具貸与計画を作成し、本人または家族の同意を得ることとされている。 前回の実地指導の指摘において、福祉用具貸与計画の未作成の指摘があったにもかかわらず、今回の指導においても福祉用具貸与計画の作成、利用者及び家族の同意が確認できなかった。 過去5年間遡及して福祉用具貸与計画の作成の有無を確認するとともに、現在の利用者について福祉用具計画未作成のものについては速やかに作成し、利用者又は家族に説明、利用者の同意を得ること。 また、今後においては、福祉用具貸与計画の実施状況をモニタリング等により確認し、必要に応じて当該計画を見直す体制を整備すること。	西濃県事務所
3	(介護予防) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	福祉用具貸与計画の作成等	基準条例第237条	福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるとともに、貸与後、少なくとも6月に1回モニタリングを行い、利用状況を把握することとされているが、福祉用具貸与の提供開始日及びモニタリングによる利用状況が確認できなかった。 過去5年間遡及して福祉用具貸与計画の作成の有無を確認するとともに、現在、福祉用具貸与を提供中の利用者について福祉用具貸与の提供状況を把握するとともに、記録を作成し報告すること。 また、今後において福祉用具貸与が完結する日までモニタリング等により利用者の状況を把握し記録すること。	西濃県事務所
4	(介護予防) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	基準条例第239条第1項	福祉用具専門相談員の資質向上のため、福祉用具に関する適切な研修について内部、外部の研修を積極的に受講する機会を設けること。	西濃県事務所
5	(介護予防) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3 運営	サービス提供の記録	基準条例第243条	サービス提供に係る記録については、5年間の保存を義務付けているが、今回の運営指導において福祉用具貸与計画及び福祉用具貸与のモニタリングシートが存在が確認できなかった。提供したサービス内容が後日確認できるよう整理し保管すること。	西濃県事務所

○令和6年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	協力医療機関等	特養基準条例第34条	入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関として市医師会と委託契約を締結していたが、契約期間が令和5年4月1日～令和6年3月31日となっており有効期間が切れていたため、速やかに協力医療機関との委託契約を締結するとともに、契約締結後はその委託契約書の写しを提出すること。	西濃県事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	勤務体制の確保	基準条例第53条第2項 基準要綱 10勤務体制の確保等(2)	ユニット型指定介護老人福祉施設において配置が義務付けられているユニットごとの常勤のユニットリーダー研修修了者について、当初は2ユニットで運営を開始され必要数1名で人員を満たしていたが、令和6年5月1日以降ユニット数を4ユニットに増床した時点で、ユニットリーダー研修修了者を2名以上配置する必要があったにもかかわらず1名しか配置されていない。 ユニットリーダー研修修了者2名以上の基準を確保するよう、職員配置及び今後の研修受講を適切に計画すること。	西濃県事務所